

愛知県環境審議会自然環境保全部会 会議録

1 日時

平成 24 年 7 月 2 日(月) 午後 1 時 30 分から

2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

織田部会長、田中委員、戸丸委員、夏原委員、井桁専門委員、岡本専門委員、佐藤専門委員、高木専門委員、渡邊専門委員 (以上 9 名)

(2) 事務局

愛知県環境部：渡邊技監

愛知県環境部自然環境課：丹羽課長、鈴木主幹、太田課長補佐、近藤課長補佐、大倉主査、福田主査、堀主査、小川主査

(以上 9 名)

(3) 傍聴人

なし

4 議事

- ・ 部会長から、会議録の署名人として田中委員及び戸丸委員が指名された。

(1) 森林公園鳥獣保護区特別保護地区の指定について

- ・ 事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[佐藤専門委員] 猟友会では、県内の猟友会長に意見を伺ったが、反対意見はなかった。

[田中委員] 資料 1-3 指定計画書を見ると、生息する鳥獣としてヌートリア、アライグマ等の移入種が記載されている。この特別保護地区では、移入種も含めて全て保護する方針なのか。

[事務局] 保護区の指定制度では移入種も含めて全て保護の対象となる。しかし移入種は生態系を乱す原因となるので、保護区指定とは別に対策を講じることとなる。

[織田部会長] 外来生物法と鳥獣保護区とでは外来生物法が優先されると思う。私もこの区域の外来種問題やイノシシの被害等の相談を受けているが、保護区に外来種が入った場合は環境対策として県は積極的に駆除をするべきではないか。

[事務局] 外来種を駆除する場合は、外来生物法がもちろん優先されるが、指定計画書では、現在生息する鳥獣を全て記載している。外来種の捕獲は外来生物法か鳥獣保護法で捕獲できる。鳥獣保護法では安全性に配慮した許可基準を設けているが、積極的に捕獲したい市町村は外来生物法の防除計画によって捕獲している。

[佐藤専門委員] 猟友会は、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン等農作物に被害がある場合は、農協に檻を買ってもらったり、市に手当をもらったりして積極的に捕獲をしてい

る。土地所有者が困っていれば許可申請するだろうが、ここは被害がないのではないか。こういう鳥獣は農作物のあるところに生息するので森林にはあまりいないのでは。
[事務局] おっしゃるとおり、有害捕獲の許可は、ある程度被害がないと下りない。公園ではあまり被害がないので、許可をした事例はないが、被害があれば許可捕獲は可能である。

[渡邊専門委員] 実際にアライグマやヌートリアはどのくらい生息しているのか。

[事務局] 平成 23 年度の調査では、生息状況のみで生息数の調査はしていない。

[渡邊専門委員] ヌートリアは私の大学の近くでも多く、市から捕獲道具を借りたこともあったが、いちごっこで被害は減らなかった。

[事務局] これまでは農作物への被害がある鳥獣の捕獲が中心だったが、これからは生態系維持のための外来種駆除も必要になる。県が実施するのも難しいので、市町村等の地域が中心になってやっていただくことが重要になる。そのために移入種ハンドブックも作成したわけだが、今年度から駆除の推進キャンペーンもやっていきたいと考えている。地域にとってどんな害があり、どう駆除すべきか、ハンドブックがきっかけとなって始めていきたい。かなり熱心にやっている市町村もあるが、まだ行政の仕事として捉えられていない傾向はある。

[織田部会長] ヌートリア等の捕獲は農林水産部が中心となってやっているのですが、被害がないとなかなかやってくれないが、外来種はそれとは別の環境問題として予防的にやる必要がある。そこはなかなか理解してもらえない。住民の方からがわなを貸してくれと言って来ればいいが、行政の方からやってくれとは言えない。守山区、尾張旭市もアライグマが非常に多くなっているから、特別保護地区が聖域になる可能性がある。

[佐藤専門委員] 予察捕獲で市町村が予算をとれば、猟友会は積極的に捕獲が出来る。

[織田部会長] そうやってやってくれればいいが、名古屋市なんか何もやってくれない。予察の意識がない。

[織田部会長] 他にイノシシの被害がある。名古屋市ではイノシシは絶滅したと思っていたが、森林公園のゴルフ場から特別保護地区にかけても去年ごろからかなり目撃されている。農産物ではなく人身被害が出る可能性がある。特別保護地区の指定するだけでなく県の方で外来種の問題も含めて対策を考えていただきたい。

[佐藤専門委員] 昭和の時代はイノシシは愛知県で 300 頭から 500 頭しか捕獲されていなかったが、一昨年度は約 8,700 頭捕獲している。大量の檻を農協や市が提供していて、イノシシの子どもが一度に檻に入ってしまう。新城市でも 1,000 頭以上捕っている。特別保護地区も、遊びに来る人に危険があるということなら猟友会が捕獲に協力する。

[高木専門委員] 資料 1 - 3 の指定計画書の鳥獣の生息状況では、鳥類が 34 種とあるが、私のデータでは 100 種はいる。キジもトビもないし、ツグミ、シロハラ、アトリ、マヒワ等の冬鳥の記載もない。森林公園を特別保護地区に指定するのであれば、概ね生息する鳥獣は載せなければいけない。通常こういう調査では毎月 1 回はカウントすべきだ。資料には、全種載せるか、主なものという注意書きを入れるかしないと、これだけなのか、とってしまう。これでは県の資料としてはまずいと思う。

[事務局] これはもともと生息調査が目的ではなく、鳥獣保護区の更新のために業者に委託を

して調査を委託したものであり、その時確認できたものをありのままに書いたものである。なのでこの他にも当然いるだろうし、逆に外来種も書いてある。予算の都合もあり、事務処理上必要不可欠な範囲でやっており、あくまで目的は生息調査ではなく保護区の更新であるということでご理解いただきたい。

[高木専門委員] 「平成 23 年度」と書くと 1 年間の調査結果とってしまうので、平成 23 年何月何日に実施、と書いてあればいい。

[井桁専門委員] 私もイノシシが出てこないのは違和感があったが、特定の日に確認したものであるということで理解した。

[織田部会長] 修正するような意見はないので、原案通り承認ということにします。

- ・ 各委員から異議なし

(2) 条例で規定する鳥獣保護区等の標識の寸法について

- ・ 事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[夏原委員] 標識の寸法より色の方が誤認しやすいと思うが、色に関する規定は必要ないのか。

[事務局] 法律では色の規定はない。今回条例で定めることとされたのは寸法のみなので、条例では規定しないが、標識は全国统一された色となっており、今後もその色で作成していく予定である。

[渡邊専門委員] 標識が倒れていることがよくあるが、管理していく規定はないのか。

[事務局] 場所が確認できないものが相当数あるのは事実。そのためこの条例の制定とは別に情報収集の仕組みや台帳整備等の対策を行っている。倒れた標識についての住民からの通報もあり、その都度建て直し等の対応をしている。

[佐藤専門委員] 設置は猟友会で行っているが、下が石だったりするところは打ち込みにくく、倒れやすい。猟友会でも倒れているのを見つければ直すようにしているが、鳥獣保護区は狩猟者はあまり行かないので見つけにくい。今は狩猟者もベテランが多くなり、区域をよく知っているので標識がなくても分かる。それでも北海道に比べれば愛知県はまだたくさん建っている。

[高木専門委員] 野鳥の会でも探鳥会の時など、標識に落書きなどのいたずらがされているのを多く見るが、連絡先を調べるのは大変なのでもっと手軽に通報できたらよい。標識はいつもきれいにしていないといけない。

[井桁専門委員] 昔鳥獣保護員が地域を見回る制度があったが今はないのか。鳥獣保護員に地図を渡して見回ってもらったらよいのではないのか。

[事務局] 鳥獣保護員制度は今もあるが、台帳がないためどこにあるか把握できていない。県民から通報があっても場所を教えてもらわないといけない状況である。

[井桁専門委員] 更新計画を立てて、計画的にやったほうがよい。

[佐藤専門委員] 銃猟禁止区域が特定猟具使用禁止区域に変更になり、ここ数年でかなり更新

は進んでいる。

[高木専門委員] 老朽化したものは県が責任を持って処理しないといけませんが、石をぶつけたりなどのいたずらが多い。私達は取り締まる権限はないが、壊されたものは速やかに県が交換するようにして欲しい。私たちが修繕としようとしても、勝手に触ることはできないと思うので、見つけた場合の連絡先を教えてくださいありがたいと思う。

[井桁専門委員] 標識を壊した場合の罰則はあるのか。

[事務局] 鳥獣保護法にはないので、刑法上の器物破損になると思う。

[岡本専門委員] 標識は、狩猟者だけではなく、一般の人にも区域を周知する目的があるので、植物が生い茂っているところなどは、赤色など目立つ色がいいし、場所によって高さを変えるなどの対応が必要。基本的には法と同じでもいいが、後々には検討が必要になってくるのではと思う。場所によっては取り付けにくいところもあるだろうし、7センチ角の杭を打つことが現実的なのか、もっと細い鉄骨を使う方がいいのではないかと。また、場所も GPS 等を使ってプロットしておけば管理しやすいのではないかと。他県でも国の基準を変えたところもある。その理由に学ぶところがあれば、変えてもいいのではと思う。

[事務局] 国の基準は最低限の大きさを規定していて、大きくすることはできる。基準を変えた県は、縦長とか高さとかを変更している。場所に応じて付けやすく、見やすくすることは重要だが、最低の大きさは維持した方がよいので従来通りとした。今後柔軟に変更した方がよいとなれば対応させていただく。

[高木専門委員] 森林公園などの広い公園では、入口だけでももっと大きい標識を建てた方がよいと思う。また、別の提案になるが、4月中旬から6月は野鳥の繁殖期にあたるため、その時期だけでも森林への立入を制限し、通路しか通れないように周知する標識は建てられないか。

[事務局] 法律に基づく標識とは別にそういった案内板を設置することを、こちらから森林公園の管理者に提案することは可能である。

[岡本専門委員] 標識の大きさは何センチ以上、となっているが、現在県で設置している標識の大きさは統一されているのか。

[事務局] 例えば指定猟法禁止区域は法では30センチ以上、となっているが、県では30センチちょうどで、最低の大きさに合わせたサイズとしている。他の標識も同様である。

[戸丸委員] 標識の設置は猟友会に依頼しているということだが、全国的に猟友会は会員が減ってきていると聞いている。

[佐藤専門委員] まだ愛知県は会員が2,500人くらいおり、問題はない。県からの作業依頼にも対応できている。

[織田部会長] 今出された意見の中で、連絡先を標識に明記したらどうかということ、GPS等で位置を把握し、マップを作った方がいいとの意見があった。

[事務局] 今ちょうど連絡先のシールの貼付について検討しているところで、県事務所とも話し合いをする予定である。

[織田部会長] 他に標識の色等では意見はないか。

[佐藤専門委員] 猟友会員も高齢者が多いので、あまり変更すると分からなくなり、事故にもつながりかねない。

[田中委員] 先ほどの意見で標識に石をぶつけられるということがあったが、看板の角をもう少し丸くしたらどうか。四角い看板はお役所の押しつけを感じるので、丸いものもあってもよいと思う。

[事務局] 境界に建てる制札は、資料にあるように四角い形となっているが、区域の中に立てるものは（法に基づくものではなく、県独自に設置しているもので）丸い形にしている。標識のデザインについては条例規定の対象外となっており、変えることはできない。

[織田部会長] 連絡先の記載や GPS を使った管理についての意見はあったが、これは県で検討していただくとして、この議案については修正なしとしてよろしいか。

- ・ 各委員から異議なし
- ・ 部会長から、このことについて環境審議会会長へ報告する旨説明があった。

5 報告事項

- ・ 事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[夏原委員] 国定公園の公園計画の変更について、再検討から 17 年経過し環境等が変化して来たとあるが、愛知県内では標高の高い地域なので、おそらくあまり変わってはいないし、利用もされていない。自然に関するモニタリングとその対応が必要だと思うので、計画があれば教えていただきたい。

生物多様性に関する取組については、推進委員会の委員に、地元の生物多様性を調べている人がいない。

3 つめは外来生物についてだが、県条例でトウネズミモチを指定しているが、ハンドブックにはなるべく植栽に利用しないように、と記載がある。これまで多く利用されてきた樹種なので、「なるべく」ではなく「使わない」と言わないと、これからも流通していってしまう。

[事務局] まず国定公園についてだが、開発規制というより自然に親しむための施設の整備の計画が中心になっている。ご指摘の生態系の変化、生物のモニタリングだが、報告資料 2 で説明させていただいた生態系ネットワークの成果のモニタリングの中で対応していく考えである。本来生物の調査はかなり詳細なものが必要で一気にやることがなかなかできないが、ネットワーク形成の取組と合わせて少しずつやっていきたい。

次に、地域戦略の推進委員会の件だが、今後対応させていただきたい。地域戦略は県の広域的、政策的な取組を検討する会議なので、これを地域的に運用していく際には、先ほどの生態系ネットワークの会議とか、市町村で作成する戦略での地域の調査活動には、地域で保護活動をしている NPO などにも入っていただきたいと思っている。

移入種対策の園芸種についてだが、条例では禁止までの権限がないので、できるだけ使わないように、という表現になってしまう。自分の土地に何を植えても勝手だろう、

という考えを、COP10 がきっかけとなって変えていこうとしていて、今後の成り行き次第では強い言い方もあるかもしれない。今後の宿題にさせていただきたい。

[渡邊専門委員] 移入種のパフレットには、条例指定のものだけで、国の特定外来生物は載っていない。特定外来生物の方が重要だ。例えばオオキンケイギクは大変増えているが、きれいなので特定外来生物であることも知らずに庭に植えている人も多い。冊子を作るときに特定外来生物も載せないと、愛知県はそれを排除しているのかと思われてしまう。

[事務局] おっしゃるとおり。全部わかりやすく記載すべきだったということは反省している。今後対応させていただく。